① 税制情報

いつ頃、景気回復が見込まれるか見通しがなかなかつきません。その様な状況下で資金繰りについてお悩みの企業も多数あると思いますので、今月は、H24 年 8 月 31 日に中小企業庁で発表されました H24 年度下半期の中小企業金融対策についてお知らせします。

(1)セーフティネット保証 5 号の活用

セーフティネット保証 5 号（100%保証）の原則全業種指定（風俗営業等の規制の一部を除く）の運用を本年 10 月までとし、本年 11 月 1 日以降、業況が改善した業種については指定業種から外すこととする。

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円
保証割合　：借入額の 100%
保証料率　：概ね 1.0%以下
対象者　　：①最近 3 カ月間の月平均売上高等が前年比 5%以上減少している中小企業者
もしくは最近月の平均売上高等がリーマンショック前（4 年前）比 5%以上減少している中小企業者
②製品等原価のうち 20%を占める原油等の仕入れ価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
③円高の影響によって、原則として最近 1 カ月の売上高等が前年同月比で 10%以上減少し、かつその後 2 カ月を含む 3 カ月間の月平均売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれる中小企業者

(2)セーフティネット貸付の活用

急激な円高等の影響を受けて資金繰りに困難をきたしている中小企業者等を支援するため、
日本政策金融公庫が低金利融資を行う。

対象資金　：設備資金および運転資金
貸付限度額：中小 7.2 億円　国民 4,800 万円
貸付期間　：設備資金 15 年以内　長期運転資金 8 年以内
貸付金利　：基準利率（H24.8 現在中小 1.55%国民 2.05%）
ただし、運転資金のうち売上等減少している場合　基準利率－0.3%
雇用の維持・拡大を図る場合　基準利率－0.2%
いずれにも該当する場合　基準利率－0.5%
対象者　　：社会的な要因による一時的な業績悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている者又はきたすおそれのある者

(3)東日本大震災復興緊急保証・小口零細企業保証等の活用

東日本大震災の被災事業者、小規模企業者等に対しては、東日本大震災復興緊急保証、小口零細企業保証等の 100%保証を積極的に活用し、資金繰りを後押しする。

対象：小口零細企業保証は、保証債務残高 1,250 万円以下、かつ、従業員 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の小規模事業者

東日本大震災復興緊急保証の概要　別紙3

	利用対象者	要　件	内　容
特定被災区域※1	① 地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者。（原発事故に係る警戒区域等※2の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業者を含む。）	＜罹災証明書＞（写しも可）警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等	1.【対象資金】事業再建資金その他の経営の安定に係る資金 2.【保証限度額】 ○普通：2億円 ○無担保：8千万円 （最大2億8千万円） ○無担保無保証人：1250万円 ※一般保証等と別枠 ※保証割合は融資額の100% 3.【保証料率】0．8%以下 4.【保証人】代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要）
	② 震災の影響により業況が悪化している中小企業者。	＜市区町村長の認定＞震災後の最近3か月の売上高等が前々年または前年同期比※3 10%▲	
特定被災区域以外	③ 特定被災区域内の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者。	＜市区町村長の認定＞震災後の最近3か月の売上高等が前々年または前年同期比※3 10%▲ ＋理由書	
	④ 震災災害により風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者。	＜市区町村長の認定＞震災後の最近3か月の売上高等が前々年または前年同期比※3 15%▲ ＋理由書	

※1 特定被災区域（政令指定）：災害救助法が適用された市町村等（岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村）。

※2 警戒区域等：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

※3 前年同期が震災の影響を受けた後である場合は前々年同期（震災前の直前同期）の売上高等と、前年同期が震災の影響を受ける以前である場合は前年同期の売上高等と比較（特定被災区域以外の方は、震災の影響を受けた時期は理由書の記載により確認されます。）。

（注）審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

(4)経営力強化保証制度の創設（中小企業の体質強化策）

中小企業が外部の専門家（金融機関・税理士等）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免する新たな保証制度（経営力強化保証制度）を本年 10 月に創設し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポートする。

経営力強化保証の概要　別紙5

○ 中小企業が外部の専門家（金融機関、税理士等（※））の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免（概ね▲０．２%）し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポート。

○ 中小企業は、外部の専門家等の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その実施状況を金融機関に対して報告（四半期毎）、金融機関は、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告（年１回）。

○ 本保証制度を１０月１日から保証申込の受付開始（予定）。

※ 認定経営革新等支援機関
…中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第１７条第１項（８月３０日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた外部の専門家

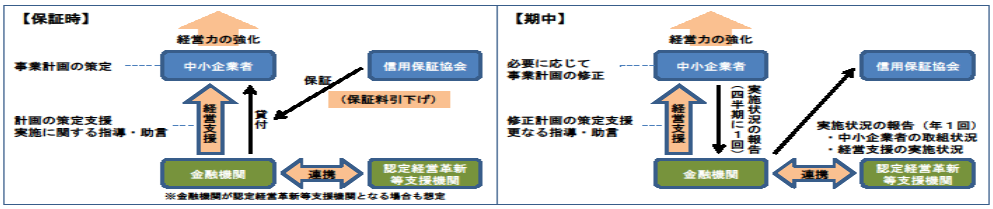

○保証料　一般保証における保証料率から概ね０．２%引下げ

②9 月の主な税務

9 月の申告や提出の主なものは以下の通りです。ご確認下さい。

[9 月 10 日]

・8 月分源泉所得税の納付

・住民税の特別徴収税額の納付

[10 月 1 日（9 月 30 日が日曜日のため）]

(法人税)

・7 月決算法人の法人税確定申告書の提出と納付

・6 月決算法人で法人税確定申告書の申告期限の延長をした法人の法人税確定申告書の提出と差額で納付がある場合の納付

・7 月決算法人で法人税確定申告書の申告期限の延長をした法人の法人税の見込納付

(消費税)

・7 月決算法人の消費税確定申告書の提出と納付

・消費税の年税額が 48 万円超の 1 月決算法人の消費税中間申告書の提出と納付

・消費税の年税額が 400 万円超の 1・4・10 月決算法人の３ヶ月ごとの消費税中間申告書の提出と納付

・消費税の年税額が 4,800 万円超の６月、7 月決算法人を除く法人の 1 ヶ月ごとの消費税中間申告書の提出と納付

・1・4・7・10 月決算法人、個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告書の提出と納付

・法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告書の提出と納付

③　スタッフの一言

計画停電が実施されることなく、夏を終えることができ、少しほっとしています。

りんどうも咲き、目では秋を感じることができるようになりましたが、まだまだ日中は猛暑が続いていますので、健康第一で頑張りましょう！！

山口